

青森県報

第三千五百二十八号

平成二十四年
四月十八日
(水曜日)

目次

公 告

県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……一

出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(三八地域局) ……一

土地改良区の役員就任及び退任……………(上北地域局) ……一

公安委員会

警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(生活安全課) ……二

警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(同) ……三

雑 報

平成二十三年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計
補正予算(第二号)ほか五件及び平成二十四年度青森県新
産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領……………(新産業都市建設事業団) ……五

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、川内地区の県営土地改良事業(ため池等整備事業(用排水施設整備))計画を定めたの

で、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年四月十九日から同年五月二十一日まで

三 縦覧の場所

むつ市役所

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

豊間内地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。

平成二十四年四月十八日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

一 県営土地改良事業の名称

経営体育成基盤整備事業

二 工事完了年月日

平成二十四年三月二十七日

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、姉沼土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年四月十八日

上北地域県民局長 中 田 哲

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	根岸 金雄	三沢市下久保三丁目一の六	平成 二四・四 就任
"	金沢 幸弘	上北郡六戸町大字犬落瀬字金矢六七	"
"	古田 満	三沢市本町二丁目二の一	"
"	駒沢 俊美	" 大字三沢字猫又二二の四五七	"
"	沼田 智	上北郡六戸町大字犬落瀬字岡沼一三〇の一	"
監事	古田 武信	三沢市春日台二丁目一五二の一五二	"
"	山本 孝	上北郡六戸町大字犬落瀬字金沢二二の二	"
理事	根岸 金雄	三沢市下久保三丁目一の六	二四・四 三退任
"	古田 満	" 本町二丁目二の一	"
"	金沢 幸弘	上北郡六戸町大字犬落瀬字金矢六七	"
"	佐々木春彦	" 二 " 字沼久保九八の	"
"	下田 徳衛	" " 字七百一四の一	"
"	山本 倉治	三沢市岡三沢一丁目一の六八	"
"	駒沢 俊美	" 大字三沢字猫又二二の四五七	"
"	古田 武信	" 春日台二丁目一五二の一五二	"
監事	山本 孝	上北郡六戸町大字犬落瀬字金沢二二の二	"

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等

に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十四年四月十八日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

- 講習の区分
法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 実施期間及び実施時間
平成二十四年六月四日（月）から同年六月十一日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで
- 実施場所
青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
- 受講定員
二十一人（予定）
- 受講対象者
受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。
1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十二條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
3 検定規則第四條に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年

以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十四年五月七日(月)から同年五月十一日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二〇センチメートルの写真一葉をはり付けること。)(一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入する

こと。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第三十七号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)(の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)(を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成二十四年四月十八日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 講習の区分

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十四年六月七日(木)から同年六月十一日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

六人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)(の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る法第二十二條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十四年五月八日(火)から同年五月十一日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。)(一通及び既に交付を受けている当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七三三 四二一―内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

雑 報

青森県事業団公告第一号

平成二十四年三月青森県新産業都市建設事業団理事会第百九十三回定例会の議を経た平成二十三年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第二号）ほか五件及び平成二十四年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領を地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百九条第三項の規定により次とおり公表する。

平成二十四年四月十八日

青森県新産業都市建設事業団
理事長 三 村 申 吾

平成23年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第2号）

平成23年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,560千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸 収 入		千円 ₁	千円 ₄	千円 ₅
	1 預 金 利 子	1	1	2
	3 雑 入	0	3	3
歳 入 合 計		15,556	4	15,560

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 15,556	千円 4	千円 15,560
	1 事業団運営費	15,556	4	15,560
歳 出	合 計	15,556	4	15,560

平成23年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）

平成23年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 38	千円 △5	千円 33
	1 臨海収入	32	△3	29
	2 市川収入	2	△1	1
	3 百石収入	4	△1	3
歳 入	合 計	38	△5	33

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 38	千円 △5	千円 33
	1 臨海事業費	32	△3	29
	2 市川事業費	2	△1	1
	3 百石事業費	4	△1	3
歳 出	合 計	38	△5	33

平成23年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成23年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成23年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	263,373千円	260,937千円	2,436千円
第1項 営業収益	260,940千円	260,940千円	0千円
第2項 営業外収益	2,433千円	3千円	2,436千円
支 出			
第1款 事業費用	89,975千円	89,215千円	760千円
第1項 営業費用	89,975千円	89,215千円	760千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成23年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	484,000千円	484,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	484,000千円	484,000千円	0千円

平成23年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成23年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成23年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	117,351千円	36,040千円	81,311千円
第1項 営業収益	36,624千円	36,624千円	0千円
第2項 営業外収益	80,727千円	584千円	81,311千円
支 出			
第1款 事業費用	23,488千円	21,708千円	1,780千円
第1項 営業費用	23,206千円	22,806千円	400千円
第3項 特別損失	0千円	1,098千円	1,098千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成23年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定

額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	1,197,000千円	1,197,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	1,197,000千円	1,197,000千円	0千円

平成23年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成23年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成23年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	124,447千円	9,593千円	134,040千円
第1項 営業収益	24,354千円	9,587千円	33,941千円
第2項 営業外収益	100,093千円	6千円	100,099千円
支 出			
第1款 事業費用	19,009千円	5,891千円	24,900千円
第1項 営業費用	18,916千円	5,891千円	24,807千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成23年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	643,000千円	643,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	643,000千円	643,000千円	0千円

平成23年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成23年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成23年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	431,103千円	18,057千円	413,046千円
第1項 営業収益	429,540千円	19,540千円	410,000千円
第2項 営業外収益	1,563千円	1,483千円	3,046千円
支 出			

第1款 事業費用	307,146千円	28,904千円	278,242千円
第1項 営業費用	258,539千円	28,334千円	230,205千円
第2項 営業外費用	48,607千円	570千円	48,037千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成23年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	30,000千円	30,000千円	0千円
第1項 用地造成事業費	30,000千円	30,000千円	0千円

平成24年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算

平成24年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,575千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 7,572
	1 負担金	7,572
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑収入	1
歳入合計		7,575

歳 出

款	項	金 額
1 事業団費		千円 7,575
	1 事業団運営費	7,575

歳 出 合 計	7,575
---------	-------

平成24年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算

平成24年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円 8
	1 臨 海 収 入	3
	2 市 川 収 入	2
	3 百 石 収 入	3
歳 入 合 計		8

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 支 出		千円 8
	1 臨 海 事 業 費	3
	2 市 川 事 業 費	2
	3 百 石 事 業 費	3
歳 出 合 計		8

平成24年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	265,538千円
第1項 営業収益	260,940千円

第2項 営業外収益	4,598千円
支 出	
第1款 事業費用	89,975千円
第1項 営業費用	89,975千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	0千円
支 出	
第1款 資本的支出	484,000千円
第1項 長期借入金償還金	484,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、510,000千円と定める。

平成24年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	117,350千円
第1項 営業収益	36,624千円
第2項 営業外収益	80,726千円
支 出	
第1款 事業費用	23,938千円
第1項 営業費用	23,389千円
第2項 営業外費用	549千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	0千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,197,000千円
第1項 長期借入金償還金	1,197,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、4,100,000千円と定める。

平成24年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	116,394千円
第1項 営業収益	16,236千円
第2項 営業外収益	100,158千円

支 出	
第1款 事業費用	15,205千円
第1項 営業費用	15,047千円
第2項 営業外費用	158千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		0千円
支 出		
第1款 資本的支出	643,000千円	
第1項 長期借入金償還金	643,000千円	

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

平成24年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	429,629千円
第1項 営業収益	429,540千円
第2項 営業外収益	89千円

支 出	
第1款 事業費用	281,340千円
第1項 営業費用	239,160千円
第2項 営業外費用	42,180千円

(一時借入金)

第3条 一時借入金の限度額は、2,495,000千円と定める。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号
 (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目一七七番一 東奥印刷株式会社
 定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行